

安全のしおり



令和8年9月1日
通算第370号
安全・適正就業委員会

【安全は 無理せず焦らず 油断せず】・【草刈機 飛ばす小石は 危険球】

■ 秋の交通安全運動 9月21日(月)～9月30日(水)

スローガン - それいいね 夜道にきらり 反射材 -

日没時間が早まる秋口は、夕暮れ時・夜間における交通事故の増加が心配されます。事故に遭わない、起こさないためにも一人一人が交通ルールと交通マナーを守り、より一層の交通事故防止に努めましょう。

運動重点

- ・反射材の着用、歩行者も自ら注意
- ・夕暮れ時における早めのライト点灯
- ・飲酒運転、あおり運転 絶対しない・させない
- ・自転車ヘルメットの着用
- ・ながらスマホの根絶
- ・右からの横断に注意 など

■ 令和8年9月1日 改正道路交通法施行 60km/h → 30km/h 生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます！

Q. 生活道路ってなに？

A. 主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線や中央分離帯などが無い比較的狭い道路のこと。例えば、住宅街・商店街の路地や通学路など。

Q. これまでどう変わる？

A. 道路標識による中央線がない生活道路における法定速度が引き下げられる。
法定速度 60km/h ⇒ 施行後 30km/h

Q. 別に道路標識がある場合は？

A. 道路標識により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となる。
例えば、最高速度が40km/hの道路標識がある場合、最高速度は30km/hではなく40km/hとなる。

決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて安全な速度で走りましょう。

■ 就業に関する苦情について

就業先である公共施設や商業施設等の利用者やお客様から、就業態度に関する苦情が寄せられています。内容については言葉遣いや態度に関することが多く、具体的には相手に対する執拗・過度な対応、高圧的な言動、女性への身体的特徴や容姿に関する発言といったものになります。

就業において同就業先の会員、発注者、市民の方等多くの方と接する機会がありますが、横柄、高圧的な言動はもちろん、軽率な行動や冗談であっても相手にとっては不快に受け取る場合もあります。人と相対する時は言動に気を付けていただき、業務として必要かつ適切な範囲に留めて対応することや相手の性別や年齢層に合わせ、配慮ある対応をお願いいたします。

就業時は「シルバー人材センター」の会員である意識を持ち、相手を尊重し、配慮ある行動をお願いいたします。

厳しい残暑が続いています。引き続き、こまめな水分補給や休息等の熱中症対策をお願いします。